

## 「補助金等の見直しに関する提言書(案)【平成25年度】」に対する各委員からの意見と対応(案)

修正箇所	委員名	修正内容	委員会としての対応(案)
11ページ ②検証の手順 最終行の「。」の欠如	森委員長	「。」の追加	意見どおり修正することとする。
13ページ (1)審査結果の総括 2行目 「～提言内容を踏まえた速やかな見直しが必要です。」		「～提言内容を踏まえた速やかな実施に向けた検討が必要です。」	表現を変更し、「～提言内容の速やかな実施に向けた検討が必要です。」と修正する。
14ページ ②交付先別の審査の状況 4行目 「～これら団体等の運営・活動が、補助金に～」		読点の削除 「～これら団体等の運営・活動が補助金に～」	意見どおり修正することとする。
同上 「～これら団体等の運営・活動が、補助金に依存すること～」		内容の明確化を図るため、 「～これら団体等の運営・活動が補助金に過度に依存すること～」に修正	意見どおり修正することとする。
14ページ (2)個別補助金等の審査結果 前文の後	松山副委員長	前文の後に個別審査結果のうち、特に重要と思われる補助金についての説明を加える。(別紙参照)	個別の審査結果との内容の重複を避けるため、委員会として特に取組が求められる補助金として他の補助金と一覧を分けて記載することとする。
27ページ (1)公益性 ①補助効果の市民全体への還元 2～3行目 「～市民全体に還元されなければならない、補助の効果 が市民に還元されてこそ、公益性が存在すると認められる～」	森委員長	内容が重複しているため、 「～市民全体に還元されなければならない、 <u>それによって</u> 公益性が存在すると認められる～」に修正	意見どおり修正することとする。
同上 7行目以降		内容の整理を図るため、 「補助金の効果が広く市民に還元・周知されること によって、補助金支出に対する理解が得られることに鑑 み、早期にその仕組みを構築すべきです。」に修正	意見どおり修正することとする。
28ページ (2)必要性 ②市関与の妥当性の厳格な検証 2行目 「～受益者が自らの責任においてすべき事業等～」		内容の明確化を図るため、 「～受益者が自らの責任において実施すべき事業等 ～」に修正	意見どおり修正することとする。
29ページ (4)補助内容の妥当性 ①団体運営補助から事業補助 への転換の徹底 7行目 「～認められていたものであることを鑑みると、～」		表現の訂正 「～認められていたものであることを鑑みると、～」	意見どおり修正することとする。
30ページ (5)その他	松山副委員長	課題等の項目を追加する(別紙参照)	補助金使途については、政策的な判断も伴うことから、制度に対する課題等が中心である本項での記載ではなく、「おわりに」の項において、一部記載することで対応することとする。

## 訂正希望箇所

2013年10月5日

松山治幸

- (1) 高齢者交通費助成金 (No.19) は総額が 2 億円に上るもので、平成 22 年度の提言においても廃止の意見でした。しかし、その提言に沿った改革が実施されないまま、3 年を経過し、今回の検討対象に再度されたものであります。今回の提言も前回に引き続いて廃止ということであり、この補助金は 70 歳以上の高齢者に 1 万円のスルット関西などの支給を行う交通費助成金であり、高齢者が外出し社会と触れ合う機会を増加させることが目的とされています。しかし、年間 1 万円の交通費補助により高齢者が外出し社会参加促進に成果があるかどうか極めて疑問とされ、いわばバラマキ補助の様相もあり、当補助金は廃止とし、高齢者が社会参加促進のためにより有効な施策に切り替える必要があると考えられたものであります。
- (2) 中小企業債務保証料補給金 (No.13 10,000 千円) と中小企業融資制度利子補給金 (No.14 19,500 千円) は廃止の提言です。市内の中小企業育成を図る重要性は理解できるものの、保証料なり利子といった経済的な助成では育成を図る意図からずれていると考えられ、それも 1 社当たり年間 5 万円程度の助成であり、財政基盤の強化に繋がり得ないと考えられます。中小企業の経営資源をより発揮できるような施策に貢献できる他の助成を目指し、これらの助成金は廃止とするものであります。なお、利子補給金については前回の 22 年提言でも廃止とされていたものであります。現状は継続されていました。
- (3) 商工会議所補助金 (No.8 9,616 千円) は、前回の 22 年提言では事業費補助への見直しということであったものの、その内容の見直しは実施されないまま、今日に至っています。小規模事業者などへの経営支援についてより有効な施策を実施するに当たって、必要とされ公益性のある事業への補助に転換することを基本とした見直しを提言しているものです。
- (4) 社会福祉協議会補助金 (No.16 30,000 千円) は、22 年提言で見直しとされたものの積算根拠の明瞭性、事業費補助への転換の改善が特に進まないまま今日に至っています。今回の提言でも前回とほぼ同様であり、同協議会の果たすべき役割の整理を検討し、事業費補助の基本に沿った見直しが必要とされています。そうした中、例えば民生委員なり老人クラブの管理事務は市からの事実上の受託事業であることから、これに見合う負担金は発生してしかるべきものと考えられます。

(注) このアンダーライン部分については、審査結果の一覧表のコメントと整合性を持たせる必要があります。

### 私のコメント

今回の審査結果の具体的説明は、15 ページから 26 ページに記載されています。この内容は特に問題ありませんが、14 ページの (2) 個別補助金等の審査結果の箇所で、今回の審査に当って、特に取り上げて説明した方が良いと思われるものを上記のとおり取り上げ、後述のコメントと重なる部分はあるにせよ、特に重要と思われるものをここで個別に取り上げることは必要と考えました。

ここに取り上げた対象は、①金額が大きいこと、②前回での提言に沿っていないこと、③多くの利害関係者が存在していることから選択したものです。

30 ページに (5) のその他において、①～④の項目が記載され、マイサポにも触れられています。大変いいことと思います。

ところで、この箇所の⑤として以下の文言を追加して欲しい。

#### ⑤ 補助金の使途として世代間の公平性に配慮

補助金は高齢者、社会的弱者、子育て世代などに集中する傾向にあります。この方向を特に否定するものではありませんが、高齢者＝弱者でもなく、子育て世代においても受益者負担の考えはあります。一方、若者若しくは中間層と呼ばれる 30 代から 50 代世代においてもおおいに関連するであろう文化、環境、経済、住宅、防災・安全、交通、伝統といった側面での必要でかつ公益性が高く、採算性が確保し難い分野への補助にも気を配ることが必要ではないかと考えられます。補助金の既得権化を廃止する一方、補助金に頼まない姿勢を堅持しつつも一時的に補助金が必要な分野で時代に合った施策を遂行することにより、より良い生駒市の発展に寄与できるものと思っています。

以上